

# 高知くらしの護身術

283

## 保証人

### 安易に引き受けない

(2013年4月23日掲載原稿)

「絶対迷惑をかけないから」と保証人を頼まれたらどうしますか。

保証人とは、債務者が債権者との約束を守らない場合に債務者に代わって責任を負うことを約束した人です。

例えば、お金を借りる人の保証人になると、借りた人がお金を返さない場合には、借りた人に代わって返さなければなりません。

保証人になってほしいと頼んできた人も最初から迷惑をかけるつもりはないでしょう。しかし、お金を貸した人が保証人に対し請求してきた場合「『絶対迷惑をかけない』と言われたから保証人になった」と主張してもそれは通用しません。保証人になることは責任を引き受けたということだからです。

また、保証人には、単なる保証人と連帯保証人の区別があります。保証人の場合、債権者から請求されたときに「先に債務者に請求すべき」などと主張できますが、連帯保証人の場合、そのような主張ができません。保証人も連帯保証人もどちらも安易に引き受けてしまうと、思いがけないトラブルに巻き込まれる可能性があります。

保証人が必須条件となっている契約も多く存在します。身内や知人など親しい人から保証人を頼まれれば断りにくいケースも多くありますが、どのような責任を負うことになるのか契約内容をよく確かめたうえで、保証人を引き受けるかどうかを判断してください。